

税のお知らせ

福津市税務課、収納課

事業者の皆さんへ 償却資産の 申告が必要です

償却資産とは

償却資産とは、土地、家屋以外の事業用の資産です。税務会計（所得税または法人税の計算）上、減価償却の対象としているものをいい、固定資産税の課税対象になります。

申告しなければならない人

償却資産の申告をしなければならない人は、それぞれの事業を行っている個人事業主及び法人です。農業や漁業などの第一次産業、製造業や建設業などの第二次産業、卸業や小売業、サービス業などの第三次産業の業種を問わず、全ての事業者には申告義務があります。

申告方法

毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産が申告の対象です。資産内容に変更がない場合や事業を廃止した場合も申告が必要です。申告書は平成28年2月1日（月）までに提出してください。郵送でも提出できます（当日消印有効）。

対象者には、申告書を12月上旬に送付します。申告書の様式は、原則として市から送付したものを使用してください。ただし、パソコン処理などによる独自様式を使用している場合は、その様式でも申告できます。初めて申告する場合や、12月下旬までに申告書が届かない場合は、市税務課資産税係まで問い合わせください。

問い合わせ 市税務課資産税係
(福岡庁舎) ☎43・8118

法務局での相続 登記が済んで いないかたへ

固定資産税は、毎年1月1日現在で、課税の対象となる固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者（不動産登記者）が納税義務者です。ただし、所有者が死亡している場合、相続などによる法務局での正式な所有権移転登記が済むまでは、その固定資産を「現実に所有している人」が納税義務者に

12月は 「STOP滞納!!」 県下一斉徴収 強化月間」です

市では、福岡県及び県内市町村と連携し、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけていま



▲搜索の様子

す。広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差し押さえやタイヤロック、搜索などの滞納処分を強化します。
この機会に、納め忘れの税金がないか御確認ください。

問い合わせ 市収納課（福岡庁舎）☎43・8119

なります。現実に所有している人とは、死亡した人の相続人のことです。各相続人は連帯して納税義務を負います。相続登記が済んでいない場合は、各相続人の中から、納税通知書（納付書）などを受領する代表者を一人定める必要があります。今年中に相続登記をしない人は、平成28年2月1日（月）までに「納税義務者及び相続人代表者届出書」の提出をお願いします。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 市税務課資産税係
(福岡庁舎) ☎43・8118